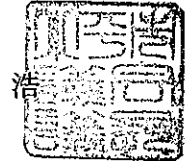




平議発第61号
令和7年6月25日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 虻川



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和7年7月9日までをお願いいたします。

小平市議会議長 虻川 浩 殿

会派名 一人会派と維新の会

会派代表者名 伊藤 央

質問者名 安竹 洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問の理由及び趣旨

重いランドセルを背負って通学することは、児童にとって過度な負担となる場合がある。文部科学省は平成30年に「児童生徒の携行品に係る配慮について」の事務連絡を出し、携行品の重さや量を検討し、適切な対応をするよう求めた。市教育委員会は令和2年9月定例会の答弁で「置き勉強道具につきましては、各校において通学上の負担を考慮し、対応しております。」と述べた。しかし一部の市立小学校では、GIGA スクール端末の持ち帰りによる負担や、置き勉（置き勉強道具）の対応に関する問題を指摘する保護者の声が上がっている。そのため、以下質問する。

2 質問項目

- (1) ある市立小学校では、学校のお知らせがGIGA スクール端末へ配信されるため、低学年児童でもほぼ毎日端末を持ち帰らなければならないという声が保護者から上がっている。日々配布するお知らせ等は紙やメールで渡すなどして、端末を毎日運ぶ負担を減らすようにしてはどうか。
- (2) 別の市立小学校で、担任が置き勉を確認・抑止するため、抜き打ちチェックと称して児童の机の中身をほかの児童の前で公開する行為が複数回あったと聞く。これは事実か。また、この行為は指導の一環か。
- (3) 置き勉の対応は学校により異なり、統一されていないと聞く。例えば趣旨で述べた文部科学省の事務連絡別紙に記載されている「児童生徒の携行品に係る工夫例」にGIGA スクール端末の対応も含めたような形で、負担軽減の取組を全校的に進めてはどうか。



平教教指収第592号

令和7年7月9日

小平市議会議長 虻川 浩 殿

小平市教育委員会

教育長 青木 由美



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 学校には家庭学習を含む学習者用端末の効果的な活用について指導、助言しており、端末の持ち帰りにつきましては、各学校の状況に応じて適切に判断しているものと捉えております。児童・生徒及び保護者に対しては、丁寧に説明を行い、端末の持ち帰りについて理解を得ることが重要であると認識しております。
- 2 学校における指導の一環として、勉強道具の持ち帰りについて確認している場合があることは認識しております。
- 3 学習者用端末を含む勉強道具の持ち帰りにつきましては、児童・生徒の通学上の負担等を考慮し、各学校において適切に判断しているものと捉えております。そのため、現在のところ全校一律の取組は考えておりません。